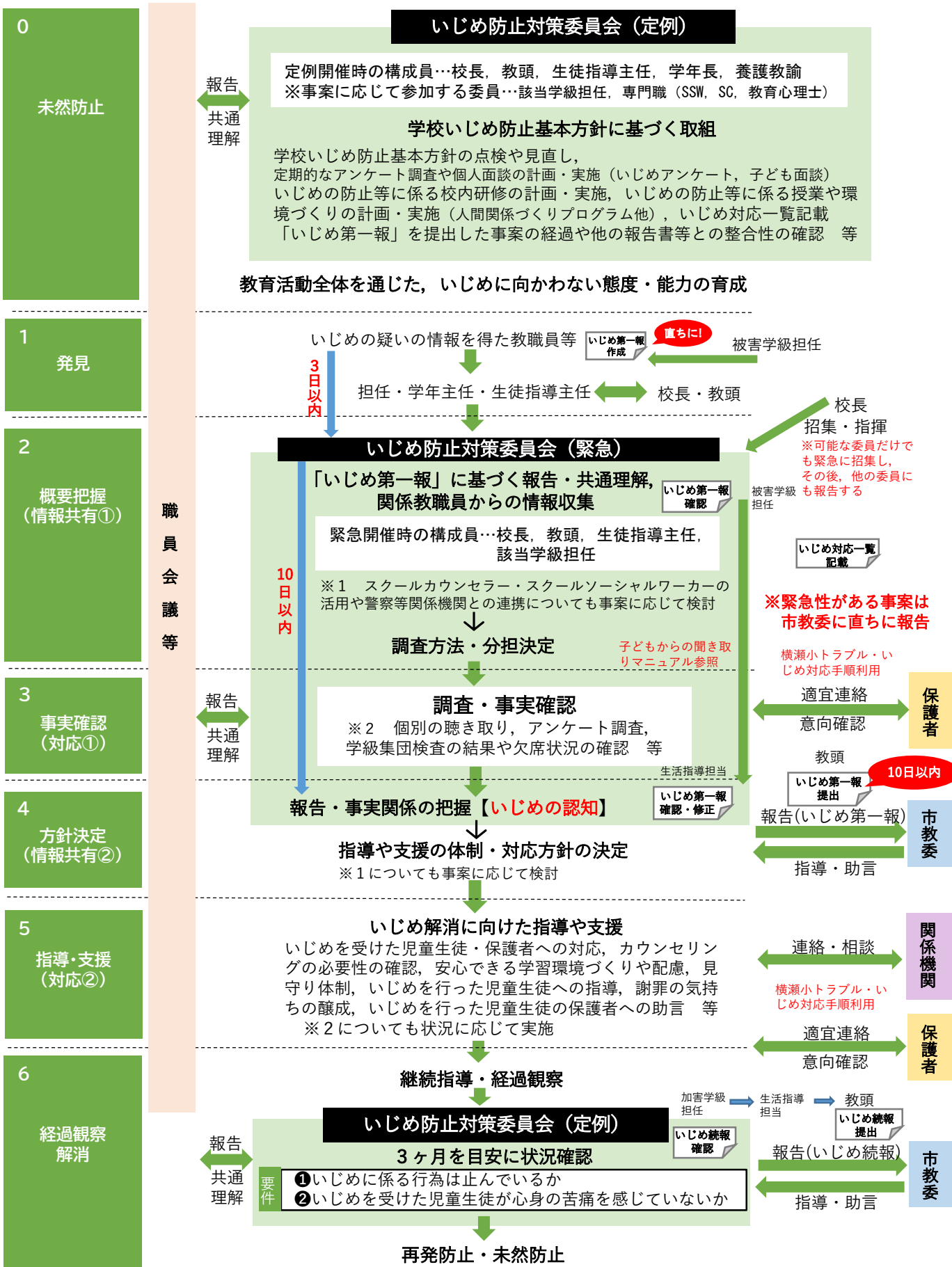


令和8年度

横瀬小学校「学校いじめ防止基本方針」に基づく「対応マニュアル」



チェックポイント

- いじめと疑われる場面を発見した際、いじめを受けている児童生徒の安全を最優先し、安全確保を行った。
- いじめの相談や訴えに対して、先入観や憶測なく、相談者の気持ちや思いを十分に受け止めることができた。
- いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡し、事実関係及び学校の対応について説明するとともに、意向を聴き取った。
- 対応の記録を残している。（関係文書は卒業後5年間保存）
- いじめ防止対策委員会で解消の状況を確認し、概ね3か月後を目安に市教委に「いじめ続報」を提出した。
- 定期的に児童生徒に声かけするとともに保護者に連絡し、いじめが続いていないか、心身の苦痛はないかなどを確認している。
- 管理職は職員会議等において、全教職員でいじめの状況と対応について共通理解を図った。
- いじめ防止対策委員会で、いじめの認知について判断し、市教委に速やかに「いじめ第一報」を提出した。
- 関係児童生徒への聴き取り、アンケート調査、見守り体制、学習環境の整備など、学校としてできる対応を迅速に行った。
- いじめを行った児童生徒の保護者に連絡し、事実関係及び学校の対応について説明した。
- いじめの事実関係について、双方の児童生徒から個別に、十分、話を聴くことができた。
- いじめ防止対策委員会で対応を協議し、指導や支援の体制・対応方針を決定した。
- 特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した指導体制で対応できた。
- 日常のいじめ対応に関わる研修が実際の事例に役立った。
- 日常醸成したいじめに対する機運が、実際のいじめの場面の解決に役立った。